

旭川市立北鎮小学校
学校いじめ防止基本方針



平成26年4月
(令和8年4月改定)

【目次】

はじめに

第1章 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1	いじめの防止等の対策に関する基本理念	1
2	市立学校の責務等	2
3	いじめの定義等	4

第2章 学校が実施するいじめの防止等の取組

1	本校のいじめの実態及び目標	9
2	児童が主体となった取組の推進	9
3	いじめの防止等の対策のための組織の設置	10
4	いじめの防止	12
5	いじめの早期発見	15
	・いじめアンケート〈児童用〉	16
	・心と身体のチェックリスト〈児童用〉	17
	・いじめ発見・見守りチェックシート〈教員用〉	18
	・家庭用 子どもの様子チェックリスト	19
	・主な相談窓口	20
6	いじめへの迅速かつ適切な対処	22
7	いじめの解消	25
8	家庭や地域、団体との連携	28
9	インターネットを通じて行われるいじめの防止・対処	
	・保護者との連携	28
10	関係機関との連携	28
11	重大事態への対処	30
12	中学校区内での連携・情報の共有	32
13	学校いじめ防止基本方針の見直し	32
14	学校いじめ防止基本方針の公表	32
15	学校いじめ防止プログラム	33

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

本校では、これまでも、いじめは決して許されない行為であるとの認識のもと、いじめられている子どもは最後まで守り通し、いじめをしている子どもにはその行為を許さず、毅然と指導するとともに、どの子どもにも、どの学校でも、いじめは起こりうるものであることを十分認識の上、その防止と対処に努めてきたところです。

いじめの問題は、人間関係のもつれ等に起因しているため、児童や教職員、保護者等がより良い関係をどう築いていくかということを経営の基軸に据え、家庭や地域と連携し、学校を取り巻くすべての人の心が通い合う教育の充実を図ることが大切です。

そのため、本校においては、「いじめ防止対策推進法」に基づく「いじめの防止等のための基本的な方針（以下「国の基本方針」という。）」や「旭川市いじめ防止対策推進条例（以下「条例」という。）」や「旭川市いじめ防止基本方針（以下「市基本方針」という。）」等を参考に、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するための「学校いじめ防止基本方針」を策定するとともに、学校いじめ対策組織を設置し、適切で迅速な対処に努めます。また、「いじめ防止等の取組に関する校内研修」や「生徒指導交流会・生徒指導事例研修会による児童理解」、「警察等と連携した SNS 等に係る非行防止教室」、「CAPあさひかわによる人権教育プログラム」、「児童会が主体となったいじめ防止の取組」等により、いじめの防止等に向けた取組の充実を図ります。

第1章 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

本市では、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）における基本理念を踏まえ、条例第3条において、いじめの防止等の対策に関する基本理念が次のとおり定められています。

- いじめの防止等のための対策は、いじめが、いじめを受けた児童生徒の尊厳を傷つける行為かつ重大な人権侵害であるとの認識の下、全ての児童生徒が安心して生活し、及び学ぶことができるようにし、並びに学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- いじめの防止等のための対策は、全ての児童生徒がいじめを行わず、他の児童生徒に対して行われるいじめを知りながら見て見ぬふりをせず、いじめの防止のために主

体的に行動できるようにするため、児童生徒のいじめの問題に関する理解を深めることを旨として行われなければならない。

- いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、市、学校、保護者、市民等及び関係機関の連携の下、当該児童生徒が苦痛を感じている状況を積極的に捉え、速やかに対応するとともに、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

本校では、本基本理念を踏まえ、以下の基本的な姿勢に基づき、いじめの防止等の対策に取り組めます。

本校の基本的な姿勢

いじめは、いじめを受けた児童の尊厳を傷つける行為かつ重大な人権侵害であるとともに、全ての児童に関係する問題です。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすること、また、全ての児童がいじめを認識しながら放置することがないように、いじめがいじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを十分に理解できるようにすることを目指して行います。加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、市、教育委員会、家庭、地域住民その他の関係者との連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行います。

また、本校はこれまで、「旭川市」及び「旭川市教育委員会」の方針「いじめ見逃し0（ゼロ）」のもと、いじめの内容の軽重にかかわらず早期に発見、認知し、事態の深刻化を防ぐために組織的に対応してきました。過去3年間の本校のいじめの認知件数は、「令和5年度77件」「令和6年度107件」「令和7年度90件」となっています。今後も本校の教職員は「いじめ見逃し0（ゼロ）」を合い言葉に、児童理解を深めるとともに、児童及び保護者等との信頼関係の構築に努め、児童のささいな変化・兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から関わりをもち、いじめを看過したり軽視したりしない取組を進めていきます。

2 市立学校の責務等

本市においては、条例により、市立学校の責務が次のとおり定められています。

第5条 市立学校の責務

市立学校は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第22条に規定する組織を置くとともに、基本理念にのっとり、当該市立学校全体でいじめの防止等に取り組む責務を有する。

2 市立学校は、在籍する児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、法第22条に規定する組織において、迅速かつ適切に対処する責務を有する。

3 市立学校は、市長が実施するいじめの防止等のための対策に協力するものとする。

本校は、条例第5条の規定を踏まえ、在籍する児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に自信をもって取り組むことができるような学校をつくるため、「いじめは絶対に許さない」「いじめを見過ごさない」「子どもたちを守る」という強い決意のもと、教職員一丸となっていじめの防止等の対策に取り組みます。また、市長が実施するいじめの防止等のための対策に協力し、いじめの防止、早期発見、迅速かつ適切な対処及び解消に向けて全力で取り組みます。

また、条例では、保護者の責務、児童生徒の心構え及び市民等の役割についても、次のとおり定められています。

第6条 保護者の責務

保護者は、その保護する児童生徒がいじめを行うことのないよう、当該児童生徒に対し、他の児童生徒に対する思いやりその他の倫理観を養うために必要な指導を行うよう努めるものとする。

- 2 保護者は、その保護する児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切に当該児童生徒をいじめから保護するとともに、学校、市又は関係機関に相談するよう努めるものとする。
- 3 保護者は、市及び学校が行ういじめの防止等のための対策に協力するよう努めるものとする。

第7条 児童生徒の心構え

児童生徒は、互いの人権を尊重し、他の児童生徒に対して思いやりを持って接するよう努めるものとする。

- 2 児童生徒は、いじめが、いじめを受けた児童生徒の尊厳を傷つける行為かつ重大な人権侵害であること及び他の児童生徒に対して決して行ってはならないことを理解し、いじめの防止に主体的に取り組むよう努めるものとする。
- 3 児童生徒は、いじめを受けたと思われるとき、又は他の児童生徒がいじめを受けているとき、若しくはいじめを受けていると思われるときは、速やかに、学校、保護者、市又は関係機関に相談するよう努めるものとする。

第8条 市民等の役割

市民等は、基本理念にのっとり、児童生徒に対する見守り、声かけ等を行うなど、児童生徒と触れ合う機会を大切にするよう努めるものとする。

- 2 市民等は、児童生徒がいじめを受けているとき、又はいじめを受けていると思われるときは、速やかに、市、学校又は関係機関に相談又は通報を行うよう努めるものとする。

本校は、在籍する児童に、学校いじめ防止基本方針について丁寧に説明、周知し、「いじめは、いじめを受けた児童の尊厳を傷つける行為かつ重大な人権侵害」「いじめは全ての児童に関係する問題」であること等を正しく理解できるようにするとともに、児童同士が主体的にいじめの問題について考え、いじめ防止のための取組を実行していけるよう促していきます。また、自分がいじめを受けたと思われるとき、他の児童がいじめを受けたと思われるときは、学校及び学校以外の関係機関に相談できるよう指導します。

保護者及び地域の方々に対しては、学校いじめ防止基本方針について、PTA 総会、学校運営協議会等の場で丁寧に説明するとともに、学校ホームページ上で公開し、周知を図ります。また、保護者教育相談の取組や、民生委員や登下校の見守り隊の方々との連携を通して、いじめに関わる日常的な情報収集に努めます。

3 いじめの定義等

(1) 「いじめ」の定義

条例では、「いじめ」をはじめとする用語について定義されています。

「いじめ」については、法第2条における定義と同内容であり、いじめを受けた児童生徒の主観を重視した定義となっています。

第2条 定義

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)いじめ

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめを理解するに当たっては、次のことに留意します。

- 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、いじめを受けた児童の立場に立って行う。
- 法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることがないように努める。例えば、いじめを受けた児童の中には、「いじめを受けたことを認めたくない」、「保護者に心配をかけたくない」などの理由で、いじめの事実を否定する児童生徒がいることが考えられる。このことから、いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた児童や周辺状況等を踏まえ、法の定義に基づき判断し、対応する。
- インターネットを通じたいじめなど、本人が気付いていない中で誹謗中傷が行われ、当該児童が心身の苦痛を感じていない場合も、いじめと同様に対応する。
- 児童の善意に基づく行為であっても、意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまい、いじめにつながる場合もあることや、多くの児童が被害児童としてだけでなく、加害児童としても巻き込まれることや被害、加害の関係が比較的短期間で入れ替わる事実を踏まえ、対応する。
- 軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害児童が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、いじめという言葉を使わず指導するなど、状況に応じ、柔軟に対応する。ただし、これらの場合であっても、いじめに該当するため、事案を法第22条及び条例第5条に規定する組織（以下「学校いじめ対策組織」という。）で情報共有して対応する。

- けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。日頃からグループ内で行われているとして、けんかやふざけ合いを軽く考え、気付いていながら見逃してしまうことがないように、ささいに見える行為でも、表には現れにくい心理的な被害を見逃さない姿勢で対応する。
- 児童が互いの違いを認め合い、支え合いながら、健やかに成長できる環境の形成を図る観点から、学校として特別な配慮を必要とする児童については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

(2) いじめの内容

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがあります。

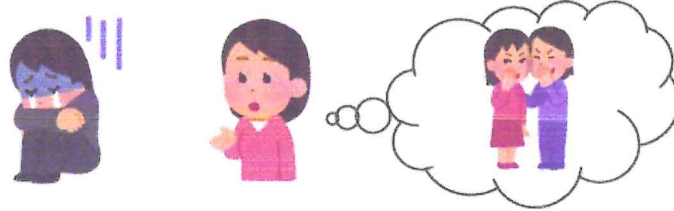
- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。うその情報や作り話、うさわ、事実かどうかははっきりしない内容を言われたり、言いふらされたりする。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 など

これらのいじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれるため、教育的な配慮やいじめを受けた児童の意向を十分に配慮した上で、児童の命や安全を守ることを最優先に、早期に警察に相談・通報を行い適切な援助を求め対応するとともに、生徒指導連絡協議会（生徒補導連絡協会）等を活用し、日頃から緊密に連携できる体制を構築します。

また、嫌がらせなどの「暴力を伴わないいじめ」であっても、繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」と同様、生命、身体に重大な危険を生じさせる場合があることに留意します。

これは いじめ？

悪口を言われていたことを親切のつもりで伝えてあげた



相手が嫌だと感じたら いじめです

良かれと思ってしたことでも、相手が嫌だと感じたら、「悪口を伝えた」という行動がいじめになることがあります。

悪口を聞かされた人がどんな気持ちになるか想像し、相手を思いやって行動することが大切です。

友達の悪口を聞いて心配なときは、直接伝えるのではなく、先生や家族など信頼できる人に相談するとよいですね。

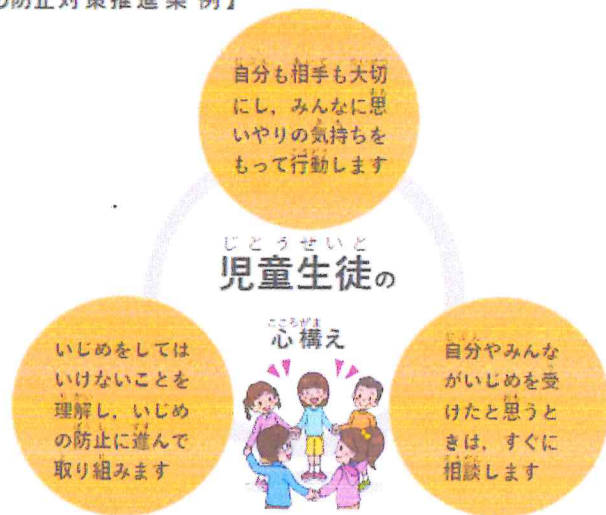


いじめを防ぎ、いじめられている人を守るためのきまりがあります

【旭川市いじめ防止対策推進条例】

自分と関わりのある児童生徒からいやなことを言われたり、されたりして、「いやだな」「つらいな」と感じたら、それは、「いじめ」です。SNS、オンラインゲームなどインターネットを通じて行われることもふくみます。

【定義 第2条】



【児童生徒の心構え 第7条】

思いやりの気持ちで いじめを防ぎましょう

(3) いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意します。

- いじめは、児童同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの児童にも生じ得る。
- いじめは、単に児童だけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりするといった大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする「観衆」の存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在や、所属集団の構造等の問題により、いじめは行われ、潜在化したり深刻化したりする。
- いじめの衝動を発生させる原因としては、①心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱い者を攻撃することで解消しようとする）、②集団内の異質な者への嫌悪感情、③ねたみや嫉妬感情、④遊び感覚やふざけ意識、⑤金銭などを得たいという意識、⑥被害者となることへの回避感情などが挙げられる。
- 一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりや、児童の人間関係をしっかりと把握し、全ての児童が活躍できる集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。
- 児童の発達の段階に応じた「男女平等」、「子ども」、「高齢者」、「障がいのある人」、「性的マイノリティ」、「多様な背景を持つ児童」などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感^{※1}や自己肯定感^{※2}の育成を図る取組が十分でなければ、多様性を認め互いに支え合うことができず、いじめが起こり得る。

※1 自己有用感…他者との関係の中で「自分は役に立っている」など、自らの存在を価値あるものと受け止められる感情

※2 自己肯定感…「自分はよいところがある」、「自分は〇〇ができる」など、自らを積極的に評価できる感情

(4) いじめの解消

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、必要に応じ、いじめを受けた児童といじめを行った児童との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとします。

ア いじめの行為が止んでいること

いじめを受けた児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。

- この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断する場合は、この目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、より長期の期間を設定する。

○ 相当の期間が経過するまでは、いじめを受けた児童を守り通すとともに、いじめを受けた児童及びいじめを行った児童の様子を注視する。また、行為が止んでいない場合は、いじめを止めさせ、必要な措置を講ずるとともに、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

イ いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめの行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

○ いじめを受けた児童及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

○ いじめが解消に至るまで、いじめを受けた児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを作成し、確実に実行する。

○ 上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、1つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性やいじめを受けたことによる心理的な影響が容易には消えない場合も十分にあり得ることを踏まえ、いじめを受けた児童及びいじめを行った児童について、日常的に注意深く観察する。

(5) いじめの重大事態

重大事態とは、法第28条第1項により次のとおり規定されています。

ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

アの生命、心身又は財産に重大な被害については、

- ・児童（生徒）が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 などが該当します。

イの相当の期間については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安としますが、児が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に対応します。

第2章 学校が実施するいじめの防止等の取組

1 本校のいじめの実態及び目標（指標）

前年度、本校では、90件のいじめを認知し、年度内に74件のいじめが解消されました。嫌なことを言われる、無視をされる、軽くぶつかられたりする、物を隠される、恥ずかしいことをされるといった態様のいじめに対し、学校いじめ対策組織会議（生徒指導委員会）を開いて対応・指導を行いました。現在解消されていない16件については、目安の期間である3か月を経過しておらず、引き続き対応指導中です。

いじめに関するアンケートでは、100%の児童が「苦しんだり悩んだりして心が傷つくいじめは、どんな理由があっても許されない」と回答しており、いじめを絶対に容認しない意識が高いことがわかりました。また、「いやな思いを誰にも相談しない」と答えた児童は、前年度に引き続き約1%でした。今後も「誰にも相談しない」と答える児童を0%にすることを目指し、相談しやすい環境を整えます。

この状況を踏まえて、本年度においては、教職員が校内研修等で、法、条例、市基本方針への理解を深め、児童に学校の教育活動を通して指導するとともに、危機管理マニュアルに基づく対応の徹底、児童教育相談などの相談体制の充実、教育相談窓口の周知等に努めます。また、「『旭川市いじめ防止対策推進条例』に関する学習」「人権教育に係る学習」「メディアリテラシー教育・情報モラル指導」「動画教材活用情報モラル学習」「包括的性教育に係る取組」「警察等と連携したSNS等に係る非行防止教室」「CAP あさひかわによる人権教育プログラム」の実施、スクールカウンセラー等の活用、全教職員による児童の日常的な観察、声掛け、見守りを行います。これらの具体的な取組を中心に、「学校いじめ防止基本方針に基づいた『いじめの未然防止』『いじめの早期発見』『いじめ事案に対する適切な対処』を確実にを行い、組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組みます。

2 児童が主体となった取組の推進

「市の推進条例第7条」では、「児童生徒は、互いの人権を尊重し、他の児童生徒に対して思いやりを持って接するよう努めるものとする。」「児童生徒は、いじめが、いじめを受けた児童生徒の尊厳を傷つける行為かつ重大な人権侵害であること及び他の児童生徒に対して決して行ってはならないことを理解し、いじめの防止に主体的に取り組むよう努めるものとする。」「児童生徒は、いじめを受けたと思われるとき、又は他の児童生徒がいじめを受けているとき、若しくはいじめを受けていると思われるときは、速やかに、学校、保護者、市又は関係機関に相談するよう努めるものとする。」と示されています。そこで、本校では、いじめに向かわせないための未然防止、いじめの早期発見のための取組として、児童同士が主体的にいじめの問題について考え、実行していけるよう、促していきます。また、児童会本部を中心として、児童会活動に、「明るく・楽しい学校」「ルールを守り、生活習慣を整える学校」を目指した取組を位置付け、活動していきます。

○ 児童自らが、いじめの問題について、主体的に考え、いじめの防止を訴える取組を、児童会を中心に進めます。また、担当の先生と相談しながら、学校いじめ防止基本方針（児童版）の作成に携わります。

- 学校いじめ防止基本方針をもとにして、学級委員会を中心に、いじめの問題等について話し合い、いじめを自分のこととして考えさせます。また、「いじめなくそう宣言」を各学級で話し合い、掲示と定期的な振り返りを行わせます。
- 生活委員会が中心になって、学校生活の送り方に関わる取組等を進めます。
- 「いじめ防止強調月間」でいじめアンケートや教育相談を実施し、児童が傍観者とならず、いじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努めます。

3 いじめの防止等の対策のための組織の設置

「いじめ防止対策推進法」第22条では、「学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者、その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。」と定めています。

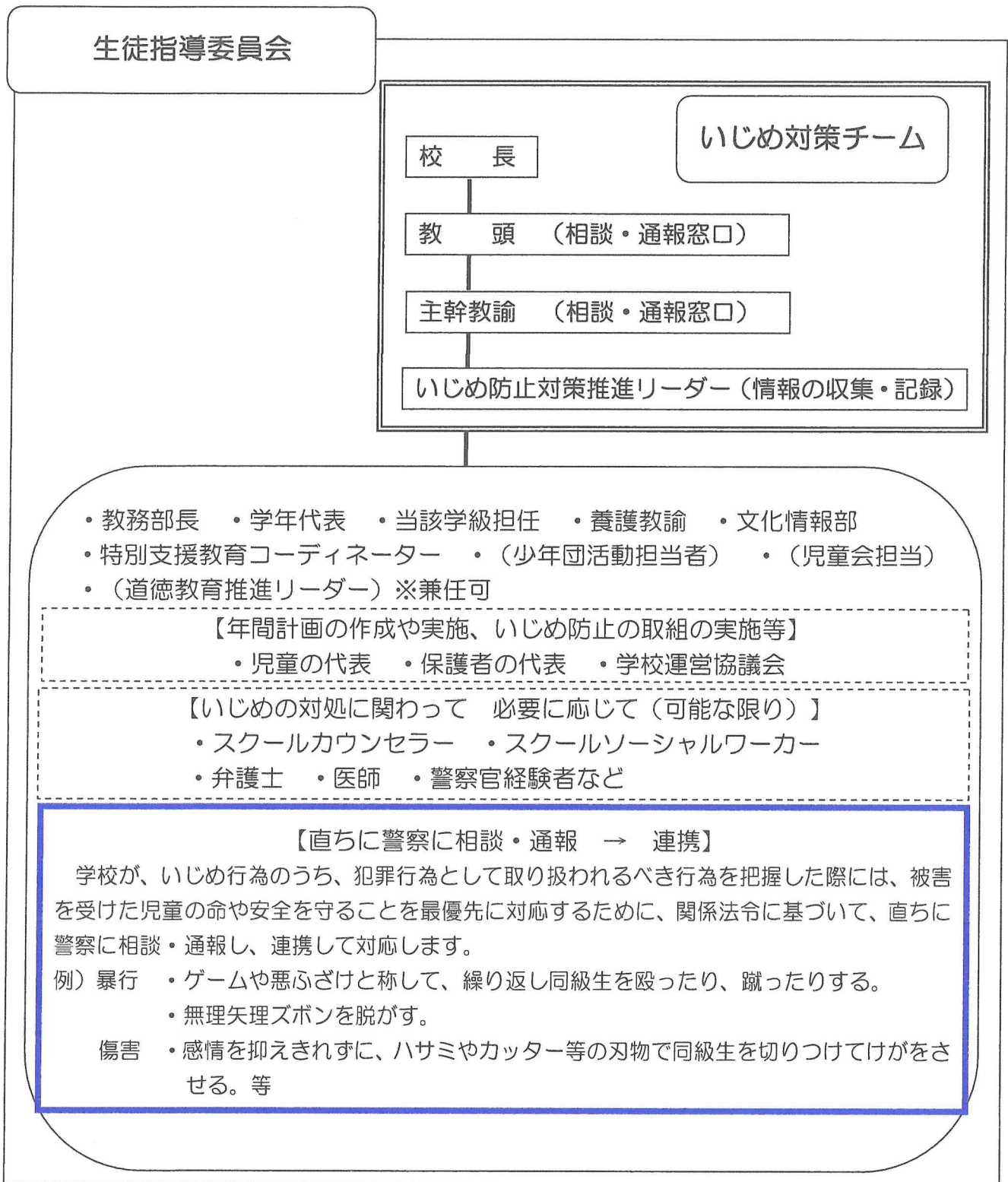
「国の基本方針」では、「法第22条は、学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、組織的な対応を行うため中核となる常設の組織を置くことを明示的に規定したもの」、「組織的対応の中核として機能するような体制を、学校の実情に応じて決定する」、「必要に応じて、（可能な限り）心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対応すること」が示されています。

「市の推進条例第5条」では、「市立学校は、いじめ防止対策推進法第22条に規定する組織を置くとともに、基本理念にのっとり、当該市立学校全体でいじめの防止等に取り組む責務を有する。」「市立学校は、在籍する児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、法第22条に規定する組織において、迅速かつ適切に対処する責務を有する。」「市立学校は、市長が実施するいじめの防止等のための対策に協力するものとする。」ことが示されています。

本校では、いじめの問題を特定の教職員で抱え込むことなく、組織的に対応し、いじめの防止や早期発見、認知から解消までの対応、また解消後の見守り等、より実効的ないじめの問題の解決に努めます。

そのために、法に基づき、校長をリーダーとした複数の教職員による常設の「学校いじめ対策組織」を設置します。いじめの防止については、「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画（学校いじめ防止プログラム）の作成や実施の際に、児童や保護者の代表、地域住民の代表として学校評議員などを加えて組織を構成し、いじめの対処は、必要に応じて、スクールソーシャルワーカーなどの外部専門家等を加え、組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組みます。

(1) 学校いじめ対策組織の構成（本校では「生徒指導委員会」）



(2) 学校いじめ対策組織の体制

学校いじめ対策組織の体制の整備に当たっては、気付きを共有して早期対応につなげるため、管理職がリーダーシップをとって教職員の心理的安全性の確保に努め、情報共有を行いやすい環境の醸成に取り組みます。また、管理職は、いじめに係る情報を抱え込んだり、「学校いじめ対策組織」に報告を行わなかったりすることは法に違反し得る行為である

ことについて全教職員に周知徹底し、以下のような体制づくりに努めます。

- 児童が示す小さな変化を見逃さず、原則としてその全てを「相談・通報窓口」に報告するなど、的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報を基に、組織的に対応できる体制
- 事実関係の把握、いじめあるか否かの判断を組織的に行うことができる体制
- いじめが疑われる些細な兆候や懸念、児童からの訴えなどを教職員が抱え込むことなく、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て報告・相談できる体制
- 構成員全体の会議と日常的な「いじめ対策チーム」の会議を目的や状況に応じて適切に開催するなど、機動的に運用できる体制
- 緊急を要する場合、迅速な判断を要する場合には、構成員が全員揃わなくとも機動的に対応できる体制
- 学校いじめ対策組織に集められた情報は個別の児童ごとに記録するなど、複数の教職員が個別に認知した情報を集約し共有できる体制
- いじめの問題に関する指導記録を保存し、児童の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継いだり情報提供したりできる体制

(3) 学校いじめ対策組織の役割

①未然防止

ア) いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくり

②早期発見・事案対処

ア) いじめの相談・通報を受け付ける窓口（教頭・主幹教諭）

イ) いじめの早期発見・事案対処のための、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有（いじめ防止対策推進リーダー）

ウ) いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童間の人間関係に関する悩みを含む）があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係児童に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断

エ) いじめが解消に至るまでいじめの被害児童の支援を継続するための支援内容・情報共有・教職員の役割分担を含む対処プランの策定および確実な実行

オ) いじめの被害児童に対する支援・加害児童に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応の組織的な実施主体

③学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組

ア) 本基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成、実行、検証、修正

イ) いじめの防止等に係る校内研修の企画、計画的な実施

ウ) 本基本方針が本校の実情に即して適切に機能しているかについての点検の実施と見直し

エ) 学校いじめ対策組織会議の内容の記録および整理・保管

オ) 本基本方針の内容及び学校いじめ対策組織の役割についての、児童・保護者・地域への丁寧な説明及びホームページ上での公開

4 いじめの防止

(1) いじめについての共通理解

- ア) いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点について、職員会議や校内研修において周知し、教職員全員の共通理解を図ります。
- イ) いじめの未然防止に向けた授業を行うとともに、児童用「学校いじめ防止基本方針」を作成し、学校いじめ対策組織の存在や取組について、児童が容易に理解できるような取組を進めます。
- ウ) 全校集会や学級活動などにおいて、校長や教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人権侵害であり人間として絶対に許されない」という雰囲気为学校全体に醸成します。
- エ) いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるため、教職員への研修、児童への指導及び保護者への啓発に計画的に取り組めます。
- オ) 教育委員会が実施する「いじめ防止対策研修会」や生徒指導研究協議会等の教職員研修の成果を還元し、教職員全員の共通理解を図ります。

(2) いじめに向かわない態度・能力の育成

- ア) 教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の一層の充実により、多様性を理解させるとともに、自分の存在と他者の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度を醸成したり、社会性や倫理観、思いやりの心を育んだりする取組を推進します。
- イ) 児童の発達段階や実態に応じて、他者の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操や社会性、規範意識を育むため、地域の教育資源を生かした教育活動や体験活動を推進します。
- ウ) 児童が性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう学校教育全体を通じて性暴力防止に向けた「生命（いのち）の安全教育」の充実を図ります。
- エ) 家庭や地域と連携を図り、地域の人材、自然や歴史的風土、伝統、文化など多様な教育資源を活用して、児童の発達段階に応じた道徳教育の充実を図ります。
- オ) 自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し解決していける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てます。
- カ) インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるよう、児童の発達段階に応じて、プライバシーの保護やセキュリティの必要性の理解、情報の受発信におけるエチケットの遵守など、情報化社会の中で適正に行動するための基礎となる考え方や態度を育成する「情報モラル教育」や、情

報を活用して自己の生き方や社会を豊かにするための基礎・基本となる情報活用の実践力の育成に関する教育の充実と啓発に取り組みます。

(3) いじめが生まれる背景と指導上の注意

- ア) いじめの加害の背景には、人間関係のストレスをはじめ、学習の状況等が関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感がストレスにならないよう、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりに努めます。
- イ) 教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷付けたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に共通理解を図るとともに細心の注意を払います。
- ウ) 児童が規律正しい態度で主体的に参加・活躍できる授業づくりや、人格が尊重され安心して過ごせる集団づくりを進めるとともに、児童の望ましい人間関係を形成する力の育成を図る取組を推進します。
- エ) 学校として「性的マイノリティ」とされる児童に対して、プライバシーに十分配慮しながら、日頃から適切な支援を行うとともに、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行います。
- オ) 「多様な背景をもつ児童」については、日常的に、当該児童の特性などを踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行います。
- カ) 配慮を必要とする児童の交友関係の情報を把握し、入学や進学時の学級編成や学校生活の節目の指導に適切に反映します。

(4) 自己有用感や自己肯定感をはぐくむ指導の充実

- ア) 教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じることが出来る機会を全ての児童に提供し、児童の自己有用感を高めるよう努めます。
- イ) 児童の個性の発見、よさや可能性の伸長及び社会的資質・能力の発達を支えるため、日常的に、児童への挨拶、声かけ、励まし、賞賛、対話、及び授業や行事を通じた個と集団への働きかけを行います。
- ウ) 自己肯定感が高まるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会を設けるなどの工夫に努めます。
- エ) 自己有用感や自己肯定感、社会性などは、発達段階に応じて身に付いていくものであることを踏まえ、小・中学校間で連携した取組を進めます。

保護者の責務（市の推進条例第6条「保護者の責務」より）

○保護者は、その保護する児童生徒がいじめを行うことのないよう、当該児童生徒に対し、他の児童生徒に対する思いやりその他の倫理観を養うために必要な指導を行うよう努めるものとする。

5 いじめの早期発見

学校は、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識します。「いじめ見逃しゼロ」に向けて、たとえ、ささいな兆候であっても、いじめを軽視することなく、早い段階から複数の教職員で的確に関わります。学校いじめ対策組織（本校は「生徒指導委員会」）において情報共有し、組織的に対応し、法の定義に基づき、積極的に幅広く認知します。

【いじめの兆候の早期発見のための学校の取組】

- 日常の観察やふれあい活動、定期的なアンケート調査、「心と身体のチェックリスト」の活用、教育相談の実施などにより、いじめの早期発見に努めるとともに、児童が日頃から相談しやすい雰囲気づくりに努める。
- 学校いじめ対策組織会議を月1回以上定例開催し、その中で学期1回はスクールカウンセラーが参加することで、いじめの早期発見に努めます。
- 児童及び保護者に保健室（養護教諭）や相談室（スクールカウンセラー等）の利用や関係機関等の電話相談窓口について周知し、いじめについて相談しやすい体制を整備する。

【資料】	○いじめアンケート〈児童用〉	P 16
	○心と身体のチェックリスト〈児童用〉	P 17
	○いじめ発見・見守りチェックシート〈教員用〉	P 18
	○家庭用 子どもの様子チェックリスト	P 19
	○主な相談窓口	P 20

() 年 () 組 () 番 (男 ・ 女)

1 あなたは、今年の4月から今日まで、2 のア～クのようなことをされて、嫌な思いをしたことがありますか。
 ア ある イ ない

2 1で「ア ある」と答えた人に聞きます。
 どんなことをされましたか。ア～クの中から全部選び、○を付けてください。また、クを選んだ人は()にどんなことをされたか、具体的に書いてください。
 ア 冷やかしかからかい、悪口をいわれる
 イ 仲間はずれや無視をされる
 ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたりする
 エ ひどくぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする
 オ お金や持ち物をかくされたり、いたずらされたりする
 カ 恥ずかしいことや危険なことをされたり、させられたりする
 キ メールや無料通話アプリ(SNS等)で悪口を書かれたり、仲間はずれにされたりする
 ク その他()

3 1で「ア ある」と答えた人に聞きます。
 あなたは、2 のことで、今も嫌な思いをしていますか。
 ア している イ していない

4 あなたは、嫌な思いをした時、誰に相談しますか。ア～クの中から全部選び、○を付けてください。また、クを選んだ人は()に相談する人を具体的に書いてください。
 ア 学校の先生 イ スクールカウンセラー ウ 友人
 エ 父母・兄弟姉妹 オ 電話相談 カ メールやSNSの相談窓口
 キ だれにも相談しない ク その他()

5 あなたは、今年の4月から今日まで、友人が嫌な思いをしているのを見たり、聞いたりしたことがありますか。
 ア ある イ ない

6 学校から「子ども相談支援センター電話相談紹介カード」が配られていますが、そのカードを知っていますか。
 ア 知っている イ 知らない

7 あなたは、2に書かれていることを含め、苦しんだり、悩んだりして心が傷つく「いじめ」はどんな理由があっても許されないことだと思いますか。
 ア 許されない イ 許される ウ よくわからない

8 あなたは、学校の「学校いじめ防止基本方針」の内容(学校がいじめを防止するために行っている取組)を知っていますか。
 ア 知っている イ 知らない

自由記載欄 他に何か相談したいことがあれば、自由に書いてください。
 ※SNS上でのトラブルや家庭の悩みなど

心と身体のチェックリスト

私たちの心と身体は、とても悲しい出来事の後では、いろいろな変化をすることがあります。皆さんだけでなく、保護者の方や大人の方々も同じことで、とても自然なことです。でも、これをそのままにしておくのは、よくありません。

「心と身体のチェックリスト」を使って、自分の心と身体の状況を知りましょう。

		学年	組	出席番号				
		回答項目				回答欄		
怒りやイライラ	1	心配でイライラして落ち着かない <small>※右の1-4の中から、1つ選択（以下同様）</small>		1. 全くあてはまらない	2. あまりあてはまらない	3. ややあてはまる	4. よくあてはまる	
	2	気持ちがむしゃくしゃしている		1. 全くあてはまらない	2. あまりあてはまらない	3. ややあてはまる	4. よくあてはまる	
	3	時々、自分を傷つけたくなることもある		1. 全くあてはまらない	2. あまりあてはまらない	3. ややあてはまる	4. よくあてはまる	
	4	すぐ、かっとなるようになった		1. 全くあてはまらない	2. あまりあてはまらない	3. ややあてはまる	4. よくあてはまる	
	5	だれかに怒りをぶつきたい気持ちが強くなった		1. 全くあてはまらない	2. あまりあてはまらない	3. ややあてはまる	4. よくあてはまる	
身体の不調	6	眠れなかったり、途中で目がさめてしまう		1. 全くあてはまらない	2. あまりあてはまらない	3. ややあてはまる	4. よくあてはまる	
	7	身体がだるく感じる		1. 全くあてはまらない	2. あまりあてはまらない	3. ややあてはまる	4. よくあてはまる	
	8	腹痛や頭痛がすることが多い		1. 全くあてはまらない	2. あまりあてはまらない	3. ややあてはまる	4. よくあてはまる	
	9	ちょっとした音にびっくりする		1. 全くあてはまらない	2. あまりあてはまらない	3. ややあてはまる	4. よくあてはまる	
	10	胸がドキドキしたり、苦しくなる		1. 全くあてはまらない	2. あまりあてはまらない	3. ややあてはまる	4. よくあてはまる	
心配や不安	11	泣きたい気持ちになることがある		1. 全くあてはまらない	2. あまりあてはまらない	3. ややあてはまる	4. よくあてはまる	
	12	必要以上に心配することがある		1. 全くあてはまらない	2. あまりあてはまらない	3. ややあてはまる	4. よくあてはまる	
	13	ときどきこわい事を思い出す		1. 全くあてはまらない	2. あまりあてはまらない	3. ややあてはまる	4. よくあてはまる	
	14	何かよくないことが起こりそうで心配だ		1. 全くあてはまらない	2. あまりあてはまらない	3. ややあてはまる	4. よくあてはまる	
落ち込みや無気力	15	楽しいことが楽しく思えない		1. 全くあてはまらない	2. あまりあてはまらない	3. ややあてはまる	4. よくあてはまる	
	16	自分は価値のない人間だと思う		1. 全くあてはまらない	2. あまりあてはまらない	3. ややあてはまる	4. よくあてはまる	
	17	すっかり疲れてしまった		1. 全くあてはまらない	2. あまりあてはまらない	3. ややあてはまる	4. よくあてはまる	
	18	逃げ出したいような気がする		1. 全くあてはまらない	2. あまりあてはまらない	3. ややあてはまる	4. よくあてはまる	
	19	希望がもてない		1. 全くあてはまらない	2. あまりあてはまらない	3. ややあてはまる	4. よくあてはまる	
環境のストレス	20	自分の居場所がないように感じる		1. 全くあてはまらない	2. あまりあてはまらない	3. ややあてはまる	4. よくあてはまる	
	21	本当の自分を理解されていないように感じる		1. 全くあてはまらない	2. あまりあてはまらない	3. ややあてはまる	4. よくあてはまる	
	22	私を認めてくれる人はいないように思う		1. 全くあてはまらない	2. あまりあてはまらない	3. ややあてはまる	4. よくあてはまる	
	23	どんなにがんばっても意味がないと思う		1. 全くあてはまらない	2. あまりあてはまらない	3. ややあてはまる	4. よくあてはまる	
	24	悩みを話せる友人がいない		1. 全くあてはまらない	2. あまりあてはまらない	3. ややあてはまる	4. よくあてはまる	
必要に応じて印刷範囲に指定してください	25-①	つらいことや悲しいことがあることを相談できる相手は誰ですか <small>※1-10の中から、1つだけ選んでください</small>		1. いない	2. 友人	3. 家族	4. 校長・教頭	5. 学級担任
	25-②	上で「10 その他」を選んだ人は、相談する人を具体的に書いてください <small>い（例）塾の先生、地域の知り合いの人</small>						

今の気持ちを具体的に書いてみましょう

※相談したいことがあったら、先生方に相談するようにしましょう。

いじめ発見・見守りチェックシート

() 年 () 組 記入者 _____ 【記入日 月 日】

次の項目に該当する児童がいる場合は、横に名前を記載してください。

【日常の行動や様子等】

氏 名

- 遅刻・欠席・早退が増えた。…………… []
- 保健室などで過ごす時間が増えた。又は、すぐに保健室に行きたがる。…………… []
- 用もないのに職員室や保健室の付近でよく見かける。又は、訪問する。…………… []
- 教職員のそばにいたがる。…………… []
- 登校時に、体の不調を訴える。…………… []
- 休み時間に一人で過ごすことが多い。…………… []
- 交友関係が変わった。…………… []
- 他の子の持ち物を持たされたり、使い走りをさせられたりする。…………… []
- 表情が暗く（さえず）、元気がない。…………… []
- 視線をそらし、合わそうとしない。…………… []
- 衣服の汚れや傷み等が見られる。…………… []
- 持ち物や掲示物等にいたずらされたり、落書きされたり、隠されたりする。…………… []
- 体に擦り傷やあざができてることがある。…………… []
- けがをしている理由を曖昧にする。…………… []

【授業や給食の様子】

氏 名

- 教室にいつも遅れて入ってくる。…………… []
- 学習意欲が減退したり、忘れ物が増えたりしている。…………… []
- 発言したり褒められたりすると冷やかしゃからかいがある。 []
- グループ編成の際に、所属グループが決まらず孤立する。… []
- グループを編成すると机を離されたり避けられたりする。… []
- 食事の量が減ったり、食べなかったりする。…………… []

【清掃や放課後の様子】

氏 名

- 清掃時間に一人だけ離れて掃除している。…………… []
- ゴミ捨てなど、人の嫌がる仕事をいつもしている。…………… []
- 一人で下校することが多い。…………… []
- 一人で部活動の準備や後片付けをしている。…………… []
- 少年団等を休み始め急に部活動を辞めたいなどと言い出す。 []
- 少年団等の話題を避ける。…………… []

家庭用 子どもの様子チェックリスト

子どもの中には、家族に心配をかけたくないという思いから、いじめられていることを打ち明けられないお子さんもいます。しかし、必ずと言ってよいほど兆候が見られます。いじめを早期に発見するため、次の項目を参考にチェックしてみてください。

登校するまでの様子

- 朝、なかなか起きてこない。
- いつもと違って、朝食を食べようとしない。
- 疲れた表情をしている。ぼんやりとしている。ふさぎこんでいる。
- 登校時間が近づくと、頭痛や腹痛、発熱、吐き気など体調不良を訴えて登校を渋る。
- 友達の荷物を持たされている。
- 一人で登校（下校）するようになる。遠回りをして登校（下校）するようになる。
- 途中で家に戻ってくる。

日常における家庭生活の変化

- 服の汚れや破れ、身体にあざや擦り傷があっても理由を言いたがらない。
- すぐに自分の部屋に駆け込み、なかなか出てこない。外出したがない。
- いつもより帰宅が遅い。
- 電話に出たがらない。
- お金の使い方が荒くなったり、無断で家から持ち出すようになったりする。
- 成績が下がり、書く文字の筆圧が弱くなる。
- 食欲がなくなる。ため息をつくことが多くなる。なかなか寝付けない。

持ち物の変化

- 持ち物などが壊されている。道具や持ち物に落書きがある。
- 学用品や持ち物がなくなっていく。買い与えた覚えのない品物を持っている。

友人関係の変化

- 遊んでいる際、友達から横柄な態度をとられている。友達に横柄な態度をとる。
- 友達の話をしなくなったり、いつも遊んでいた友達と遊ばなくなったりする。
- 友達から頻繁に電話がかかってきて外出が増える。メールや SNSなどを気にする。
- いじめの話をすると強く否定する。

家族との関係の変化

- 親と視線を合わせない。
- 家族と話をしなくなる。学校の話をしなくなる。
- 親への反抗や弟や妹をいじめる、ペットや物にやつあたりする。

保護者の責務（市の推進条例第6条「保護者の責務」より）

- 保護者は、その保護する児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切に当該児童生徒をいじめから保護するとともに、学校、市又は関係機関に相談するよう努めるものとする。
- 保護者は、市及び学校が行ういじめの防止等のための対策に協力するよう努めるものとする。

お子さんの様子について気になることがありましたら、教職員にお知らせください。
スクールカウンセラーに相談することもできます。遠慮なくご連絡ください。

旭川市立北鎮小学校 電話 0166-51-5111

主な相談窓口（小学生）

◆旭川市子どもSOS電話相談（いじめ・不登校）

<電話番号> 0120-126-744（いじめなしよ）

<受付時間> 平日 8:45~17:15（祝日を除く）

◆旭川市こども家庭センター

<電話番号> 代表 0166-26-5500

子どもホットライン 0120-528506（こんにちはコール）

<受付時間> 月・木 8:45~20:00 火・水・金 8:45~17:15

◆子どもの人権110番（旭川地方法務局）

<電話番号>
0120-007-110

（ゼロゼロなのひゃくとおばん）

<受付時間>
平日 8:30~17:15

<LINEじんけん相談>
平日 8:30~17:15

<こどもの人権SOSチャット>
平日 8:30~17:15



◆旭川法務少年支援センター（旭川少年鑑別所）

<電話番号>
0166-31-5511

<受付時間>
平日 9:00~16:00

◆法テラス旭川

<電話番号> 0570-078391 <IP電話番号> 050-3383-5566

<受付時間> 平日 9:00~17:00

◆上川教育局教育相談電話

<電話番号>
0166-46-5243

<受付時間>
平日 8:45~17:30

◆子ども相談支援センター（北海道教育委員会）

<電話番号>
0120-3882-56

0120-0-78310（24時間子供SOSダイヤル）

<受付時間>
毎日24時間

<メール相談>

sodan-center@hokkaido-c.ed.jp

◆北海道こころの健康SNS相談窓口（北海道保健福祉部）

<受付時間>
平日、土曜、祝日 18:00~24:00

日曜 18:00~翌朝6:00



◆おなやみポスト（北海道教育委員会）

<Webサイト>

<https://www2.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssa/kodomo-sos/>



◆**児童相談所虐待対応ダイヤル（北海道保健福祉部）**

<電話番号>

189（いちはやく）

<受付時間>

毎日24時間

◆**チャイルドライン（認定NPO法人チャイルドラインほっかいどう）**

<電話番号>

0120-99-7777

<受付時間>

毎日 16:00~21:00

◆**少年サポートセンター「少年相談110番」（北海道警察）**

<電話番号>

0120-677-110

<受付時間>

平日 8:45~17:30

◆**性暴力被害者支援センター北海道【SACRACH さくらこ】（北海道、札幌市）**

<電話番号>

050-3786-0799（令和8年3月31日まで使用可能） または #8891

<受付時間>

平日 10:00~20:00（土日祝日を除く） sacrach20191101@leaf.ocn.ne.jp

<メール相談>

◆**こころの電話相談（北海道立精神保健福祉センター）**

<電話番号>

0570-064-556

<受付時間>

平日 9:00~21:00 土日祝 10:00~16:00

◆**北海道いのちの電話（社会福祉法人北海道いのちの電話）**

<電話番号>

011-231-4343

<受付時間>

毎日24時間

◆**北海道ヤングケアラー相談サポートセンター（北海道保健福祉部）**

<電話番号>

0120-516-086 080-4136-4129

<受付時間>

毎日24時間

<メール等>

hokkaidoyoung.carer2022@gmail.com（メール相談）

080-9612-1247（SMS専用）

facebook.com/hokkaidoyoungsupport（Facebook）

@youngcarer2022（X：旧Twitter）

◆**親子のための相談LINE こども家庭庁**

<受付時間>

平日 9:00~17:00



◆スクールカウンセラーへの相談も受け付けています。事前に都合のよい日時をお知らせください。 旭川市立北鎮小学校 電話 0166-51-5111

6 いじめへの迅速かつ適切な対応

学校は、いじめの発見又は通報を受けた場合、特定の教職員が問題を抱え込むことなく、直ちに「学校いじめ対策組織」（本校では生徒指導委員会）において情報を共有し、適切なアセスメントに基づき、迅速かつ組織的に対応します。いじめを受けた児童を守り、傷ついた心のケアを行うとともに、いじめを行った児童に対しては、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導します。

(1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ア) 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その行為を止めさせます。
- イ) 児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴します。
- ウ) いじめを受けた児童やいじめを知らせた児童の安全を確保します。
- エ) 発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、「学校いじめ対策組織」（生徒指導委員会）に直ちに情報を共有します。その後は、組織的に、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行います。
- オ) いじめを受けたとされる児童が関係児童への事実確認を望まない場合や、関係児童から聴き取りした内容に齟齬がある場合など、いじめの行為の認定に至らないときであっても、いじめを受けたとされる児童の立場に立っていじめ事案として積極的に認知し、関係児童の見守り等を行います。
- カ) いじめと認知した場合は、いじめを受けた児童及び保護者の意向、当該児童の心身の苦痛の程度、いじめの行為の重大性等を踏まえ、「学校いじめ対策組織」（生徒指導委員会）において、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対応プランを決定し、いじめの解消に至るまで組織的かつ継続的に支援や指導を行います。
- キ) いじめ事案やいじめの疑いのある事案は、認知の有無に関わらず、全ての事案についていじめを受けたとされる児童の保護者に連絡するとともに、教育委員会に報告します。
- ク) インターネットや SNS 等に不適切な書き込みを発見した場合は、保護者との協力、連携の下、速やかに削除を求めるなどの措置を講ずるとともに、必要に応じて関係機関に適切な援助を求めます。
- ケ) いじめ行為のうち、犯罪行為として取り扱われるべき行為を把握した際には、被害を受けた児童の生命や安全を守ることを最優先とし、法第23条第6項に基づき、ためらうことなく直ちに警察に相談・通報し、連携して対応します。
- コ) 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察等関係機関と連携し、適切な援助を求めます。

(2) いじめを受けた児童及びその保護者への支援

- ア) いじめを受けた児童から、事実関係の聴き取りを迅速に行います。また、その際、自尊感情を高めるよう留意します。
- イ) 事実関係の聴き取り後、家庭訪問等により、速やかに当該保護者に事実関係を伝えます。
- ウ) いじめを受けた児童や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて複数の教職員の協力の下、当該児童の見守りを行うなど、いじめを受けた児童の安全を確保します。
- エ) いじめを受けた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめを受けた児童に寄り添い支える体制をつくります。
- オ) いじめを受けた児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じて、いじめを行った児童や保護者の理解の下で、いじめを行った児童を別室において指導するなど、いじめを受けた児童が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図ります。
- カ) いじめを受けた児童の保護者に対して、当該児童が安心して学校生活を送れるようにするための支援策について丁寧に説明し、理解を得るとともに、当該児童の学校生活の様子や支援策に取り組んだ結果の改善状況等について、情報提供します。
- ク) いじめを受けた児童が登校できない状況となっている場合は、学校生活への復帰に向けた支援や学習支援を行い、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの協力を得て対応する。
- ケ) 状況に応じて、スクールサポーターなど外部専門家の協力を得て対応します。

(3) いじめを行った児童への指導及びその保護者への助言

- ア) いじめを行ったとされる児童からも事実関係の聴き取りを行い、いじめがあったことが確認された場合、複数の教職員が連携し、必要に応じて外部専門家の協力を得て、組織的にいじめを止めさせ、その再発を防止する措置をとります。
- イ) 事実関係確認後、迅速に当該保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上で、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、継続的な助言を行います。
- ウ) いじめを行った児童への指導に当たっては、いじめは人権を侵害し、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる指導をするとともに、謝罪についての指導をし、再発を防止します。
- エ) いじめを行った児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童への安心・安全、健全な人格の発達への配慮をします。
- オ) 児童の個人情報取扱等、プライバシーには十分に留意して以下の対応を行い

ます。

○いじめの状況に応じて、心理的な孤立感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらに法第26条に基づく出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をとります。

○教育上必要があると認められる場合は、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、児童に対して懲戒を加えることも考えられます。ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意して、いじめを行った児童が自らの行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行います。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

ア) いじめを傍観していた児童に、自分の問題として捉えさせ、いじめを止めさせることはできない場合でも、誰かに知らせる勇気をもつよう伝えます。

イ) はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させます。

ウ) 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという意識を深めます。

(5) 性にかかわる事案への対応

ア) 他の事案と同様に、「学校いじめ対策組織」（生徒指導委員会）において、組織的にいじめであるか否かの判断を行うとともに、児童のプライバシーに配慮した対応を行います。

イ) 事案の対応に当たっては、管理職や関係教職員、養護教諭等によるチームを編成し、児童に対して同性の教職員や話しやすい教職員が対応するなど、適切な役割分担を行い対応します。

ウ) チーム内のみで詳細な情報を共有し、情報管理を徹底します。

エ) 事案に応じて、スクールカウンセラーを含めたチームで対応するとともに、医療機関や警察等の関係機関との連携を図ります。

オ) 犯罪行為として取り扱われるべき行為を把握した際には、被害を受けた児童の生命や安全を守ることを最優先とし、法第23条第6項に基づき、ためらうことなく直ちに警察に相談・通報し、連携して対応します。

(6) 関係児童が複数の学校に在籍する事案への対応

ア) 学校間で対応の方針や具体的な指導方法等に差異が生じないように、教育委員会が窓口となり、各学校との緊密な連携の下、対応への指導・助言を行うとともに、学校相互間の連携協力を努めます。

7 いじめの解消

学校は、単に謝罪をもって安易にいじめが解消されたと判断するのではなく、少なくとも、いじめに係る行為が止んでいる状態が相当期間継続していることや、その時点でいじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないことを本人及びその保護者に対し、面談等により確認します。

いじめが解消に至っていない段階では、いじめを受けた児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保するとともに、当該児童の保護者に対して、関係児童の学校生活の様子や学校による支援策の実施状況について丁寧に情報提供をします。

(1) いじめが「解消」している状態

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2要件（解消の2要件）が満たされている必要があります。

- いじめに係る行為が止んでいる状態が目安として少なくとも3か月継続していること。
- 被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

(2) いじめ「解消」の確認

被害児童及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認し、学校いじめ対策組織会議（生徒指導委員会）において、学校長が解消の判断を行います。ただし、解消の2要件が満たされている場合であっても、必要に応じて、他の事情も勘案して判断します。

(3) 「解消の状態」後の観察

いじめが「解消している」状態とは、あくまでも一つの段階に過ぎないため、いじめが再発する可能性があり得ることを踏まえ、関係児童や学級の様子を日常的に注意深く観察します。

(4) 目安の期間（3か月間）経過後も被害児童が心身の苦痛を感じている場合

学校いじめ対策組織会議（生徒指導委員会）において、対処プランを見直します。見直した対処プランに基づき、被害児童及び保護者を継続的に支援します。

早期発見・事案対処マニュアル

【いじめの把握・報告】

<いじめの把握>

- いじめを受けた児童や保護者
- 養護教諭等学級担任以外の教職員
- 児童アンケート調査や教育相談
- 周囲の児童や保護者
- スクールカウンセラー（SC）
- 学校以外の関係機関や地域住民
- 学級担任
- その他

<いじめの報告・集約>

- 把握者 → 報告窓口 → 集約担当 → 校長・教頭

いじめ対策組織（いじめ対策チーム）会議の速やかな開催

【事実確認及び指導方針等の決定（いじめ対策組織会議）】

- 事実関係の把握
- 「いじめ対処プラン」の作成（指導方針、指導方法、役割分担等の決定）
- 全教職員による共通理解
- いじめ認知の判断
- SCや関係機関等との連携の検討

【いじめ対策組織による対処】

- いじめを受けた児童及び保護者への支援
- 周囲の児童への指導
- 関係機関（教育委員会・いじめ防止対策推進部・警察等）との連携
- いじめを行った児童及び保護者への指導・助言
- SCなどによる心のケア

	いじめを受けた児童	いじめを行った児童	周囲の児童
学 校	<ul style="list-style-type: none"> □組織体制を整え、いじめを止めさせ、安全の確保及び再発を防止し、徹底して守り通す。 □いじめの解消の要件に基づき、対策組織で継続して注視するとともに、自尊感情を高める等、心のケアと支援に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> □いじめは、他者の人権を侵す行為であり、絶対に許されない行為であることを自覚させるなど、謝罪の気持ちを醸成させる。 □不満やストレスを克服する力を身に付けさせるなど、いじめに向かうことのないよう支援する。 	<ul style="list-style-type: none"> □いじめを傍観したり、はやし立てたりする行為は許されないことや、発見したら周囲の大人に知らせることの大切さに気付かせる。 □自分の問題として捉え、いじめをなくすため、よりよい学級や集団をつくることの大切さを自覚させる。
家 庭	<ul style="list-style-type: none"> □家庭訪問等により、その日のうちに迅速に事実関係を説明する。 □今後の指導の方針及び具体的な手立て、対処の取組について説明する。 	<ul style="list-style-type: none"> □迅速に事実関係を説明し、家庭における指導を要請する。 □保護者と連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> □いじめを受けた児童及び保護者の意向を確認し、教育的配慮の下、個人情報に留意しながら、必要に応じて今後の対応等について協力を求める。

○一定期間（3か月以上）経過後、解消の判断 ※解消とならない場合、対処プランの見直し

【再発防止に向けた取組】

○原因の詳細な分析

- 事実の整理、指導方針の再確認
- スクールカウンセラーなど外部の専門家等の活用

○学校体制の改善・充実

- 生徒指導体制の点検・改善
- 教育相談体制の強化
- 児童理解研修や事例研究等、実践的な校内研修の実施

○教育内容及び指導方法の改善・充実

- 児童の居場所づくり、絆づくりなど、学年・学級経営の一層の充実
- 人権に関する教育や道徳教育の充実等、児童の豊かな心を育てる指導の工夫
- 分かる授業の展開や認め励まし伸ばす指導、自己有用感を高める指導など、授業改善の取組

○家庭、地域との連携強化

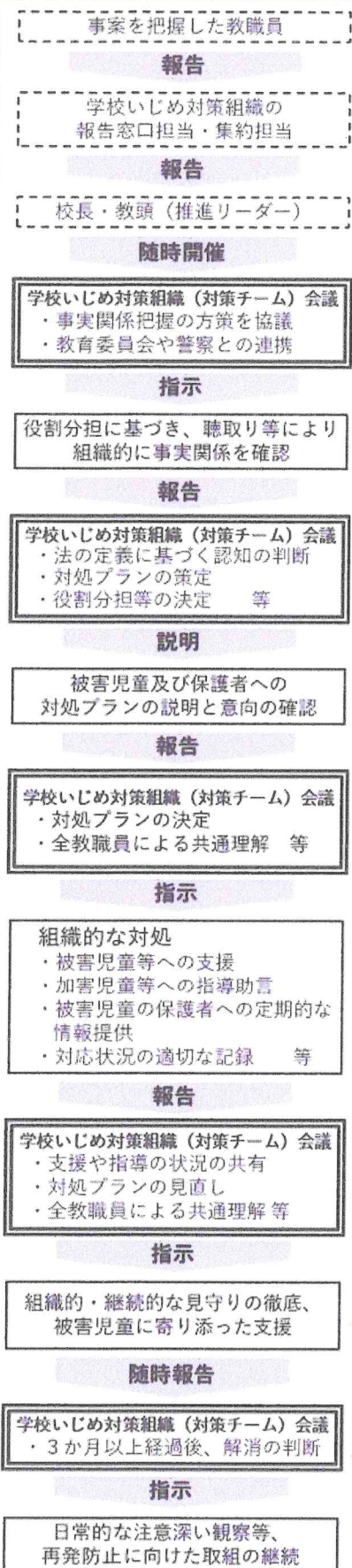
- 学校いじめ防止基本方針や、いじめの防止等の考え方や取組等の情報提供や教育活動の積極的な公開
- 学校評価を通じた学校運営協議会等によるいじめの問題の取組状況や達成状況の評価
- 児童のPTA活動や地域行事への積極的な参加による豊かな心の醸成

いじめ事案対応フロー

事案の把握から認知まで

認知後の対応

解消とその後の見守り



把握した情報の速やかな報告

➤ いじめの疑いのある事案を把握した教職員は、速やか（当日のうち）に、報告窓口担当に報告します。教職員が情報を抱え込むことは法第23条第1項に反する行為です。

学校いじめ対策組織（対策チーム）会議の開催①

➤ いじめの疑いのある事案について報告を受けた場合は、速やかに学校いじめ対策組織会議（又は、対策チーム会議）を開催し、いじめの事実関係把握の方策を協議します。

➤ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめ行為を把握した際は、直ちに警察に相談・通報し、連携して対応します。

➤ 困難ケースに該当する事案については、教育委員会に速報します。

※いじめの定義の3要件を満たす場合は、この時点で積極的かつ幅広く認知した上で、組織的に対応します。

組織的な事実関係の確認

➤ 役割分担に基づき、速やかに関係児童から事情を聞き取るなどして、組織的にいじめの事実の有無を確認します。

学校いじめ対策組織（対策チーム）会議の開催②

➤ 事実確認を踏まえ、法の定義に基づき、いじめの認知を判断します。

➤ いじめを受けたとされる児童が事実確認を望まない場合や、関係児童から聴き取りした内容に齟齬がある場合など、いじめとされる行為の認定に至らないときであっても、いじめ事案として積極的に認知します。

➤ 認知の有無にかかわらず、全ての事案についていじめを受けたとされる児童の保護者に連絡します。

教育委員会への報告

いじめ（疑いを含む）事案全て報告
困難ケースに該当する事案の概要の報告

学校いじめ対策組織（対策チーム）会議の開催③

➤ いじめと認知した場合は、当該児童の心身の苦痛の程度、いじめの行為の重大性等を踏まえ、いじめを受けた児童及び保護者の意向を確認した上で、支援や指導助言の内容や、情報共有の在り方、教職員の役割分担を含む対処プランを決定し、いじめの解消に至るまで組織的かつ継続的に支援や指導を行います。

組織的な対処

➤ 策定した対処プランに基づき、いじめを受けた児童及び保護者への支援や、いじめを行った児童及び保護者への指導・助言、周囲の児童への指導等を組織的・継続的に行います。必要に応じ、スクールカウンセラーによるカウンセリングの実施など、専門家と連携した支援を行います。

➤ いじめを受けた児童が、いじめ事案を理由に欠席したと疑われる場合は、学校いじめ対策組織において情報を共有し、困難ケースとして教育委員会に速報します。

教育委員会への報告

認知した全ての事案の状況の毎月の報告
困難ケースに該当する事案の状況の毎週の報告

学校いじめ対策組織（対策チーム）会議の開催④

➤ 毎月定例の学校いじめ対策組織会議において、支援や指導の状況を共有し、必要に応じて、対処プランの見直しを行います。

いじめを受けた児童と保護者への状況確認

➤ 認知後に設定した見守り期間（少なくとも3か月）の経過後、いじめを受けた児童とその保護者に対し、①いじめの行為が止んでいる状態が相当期間継続していること、②その時点でいじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないことを面談等により丁寧に確認するとともに、今後も見守りを継続的に行うことを説明します。

学校いじめ対策組織（対策チーム）会議の開催⑤

➤ 上記①及び②について情報共有し、いじめの解消を判断します。

➤ 解消とならない場合は、対処プランを見直し、見守り等を継続します。

➤ いじめが解消した状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に関係児童の様子を注意深く観察します。

8 家庭や地域、団体との連携

学校は、地域や団体と連携して、いじめの防止等に関する取組を実施します。

ア) 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画（学校いじめ防止プログラム）の作成・実施・検証・修正に当たっては、保護者や児童の代表、地域住民などの参画を得て進めるよう努めます。

イ) 学校いじめ防止基本方針について、入学時や各年度の開始時、年度途中の転入時等に、説明の場を設けたり、学校のホームページに掲載したりして、児童、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講じます。

ウ) いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、法に基づき、学校として警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して説明します。

9 インターネットを通じて行われるいじめの防止・対処・保護者との連携

【学校と家庭が連携してインターネットに関わるいじめの防止・対処をするために】

学校は、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるよう、情報モラル教育の充実と啓発に努めます。

ア) 日常的、計画的に情報モラル教育をすすめるとともに、保護者に対して啓発を行います。

イ) 学校ネットパトロールを実施し、早期発見に努めます。

ウ) 不適切な書き込みを発見した場合は、保護者との協力、連携の下に速やかに削除を求めるなどの措置を講ずるとともに、必要に応じて、関係機関に適切な援助を求めます。

保護者の役割

○保護者は、その保護する児童の発達の段階を踏まえ、児童の能力や日常生活に見合ったインターネットの使い方を考えることが大切です。また、保護する児童が安全にインターネットを利用できるよう、アプリの制御やコンテンツフィルタ、時間制限等の対策を家庭で検討・実施することが大切です。その際、児童が納得できるルールを決めることや、ルールを守れなかったときの対応について話し合うことも重要です。

○保護者は、その保護する児童にSNSの利用を認める場合は、自他の個人情報を公開しないことや、自分が言われて嫌なことや悪口を書き込まないこと、SNSで知り合った人と会わないことなどを指導することが必要です。

10 関係機関との連携

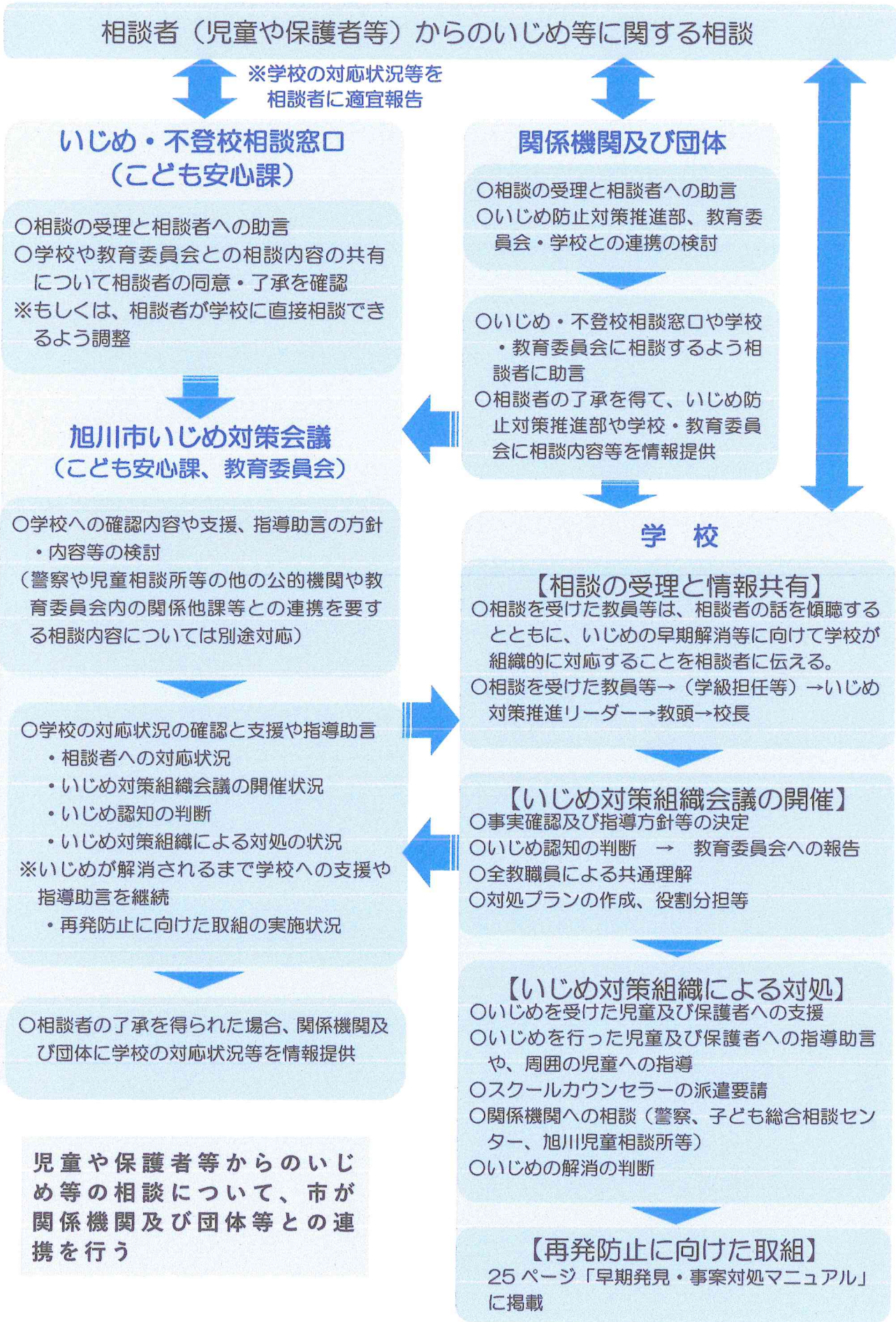
学校は、関係機関と連携して、いじめの防止等に関する取組を実施します。

ア) いじめ行為のうち、犯罪行為として取り扱われるべき行為を把握した際には、被害を受けた児童の生命や安全を守ることを最優先とし、法第23条第6項に基づき、ためらうことなく直ちに警察に相談・通報し、連携して対応します。

イ) いじめへの対処に当たっては、必要に応じて、「学校いじめ対策組織」（生徒指導委員会）に、スクールカウンセラー、スクールサポーター等の外部専門家を加えて対応します。

ウ) 相談機関との連携については、管理職が窓口となり、個人情報保護に配慮しながら、いじめの早期発見のための貴重な情報と受け止めて適切に対応するとともに、対応の状況や結果について教育委員会に報告します。

いじめ等に関する相談対応フロー



1.1 重大事態への対処

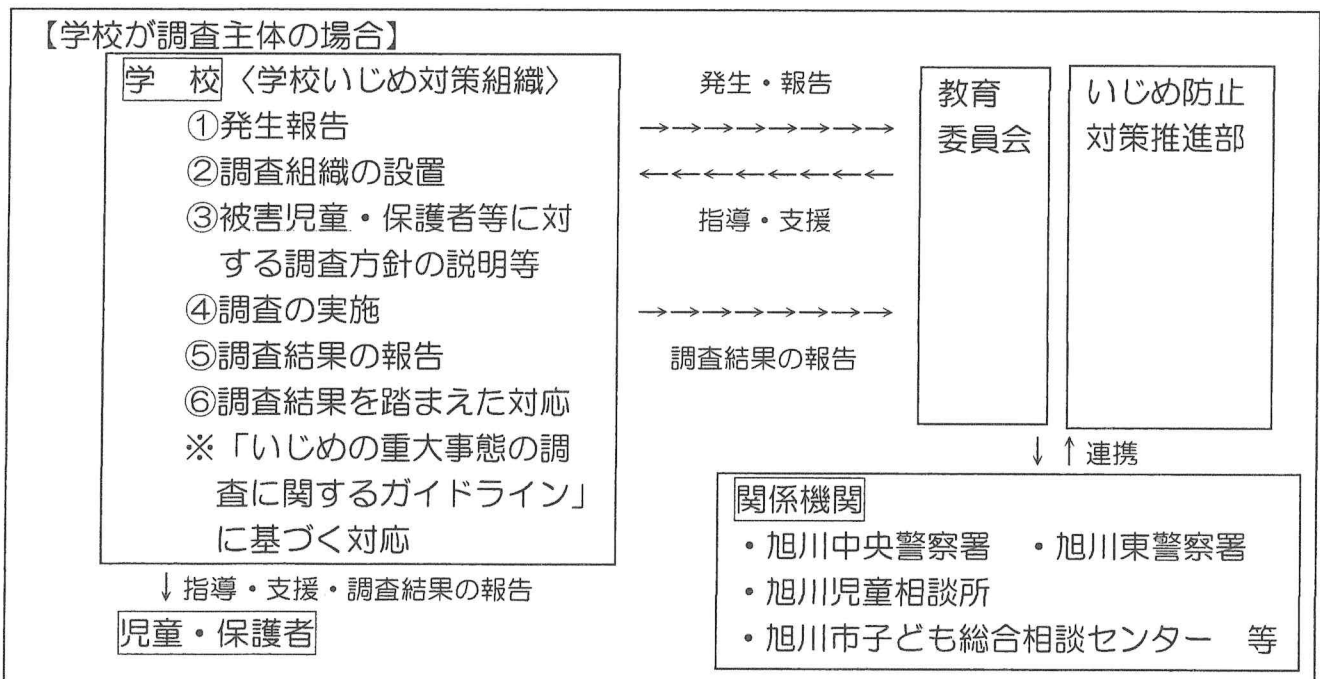
学校は、いじめの重大事態が発生した場合、法及び国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に沿って速やかに対処するとともに、事実関係を明確にする調査を行い、同種の事態の発生の防止に取り組みます。

(1) 重大事態の発生と緊急対応

- ア) 学校は、重大事態に該当する疑いがある事案を把握した場合、速やかに教育委員会に相談します。特に、法第28条第1項第2号に該当する重大事態（以下「不登校重大事態」という。）の疑いがある場合、不登校重大事態における欠席の相当の期間は年間30日が目安となるが、欠席期間が30日に到達する前から教育委員会に報告・相談します。
- イ) 学校は、重大事態が発生した場合、直ちに教育委員会に報告します。
- ウ) 児童やその保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあった際は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」または「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして対応します。
- エ) 学校は、いじめを受けた児童や保護者に寄り添う担当者を配置し、支援等に取り組むとともに、いじめを行った児童に対して、内省を図るなど再発防止に向けた計画的な指導を行います。

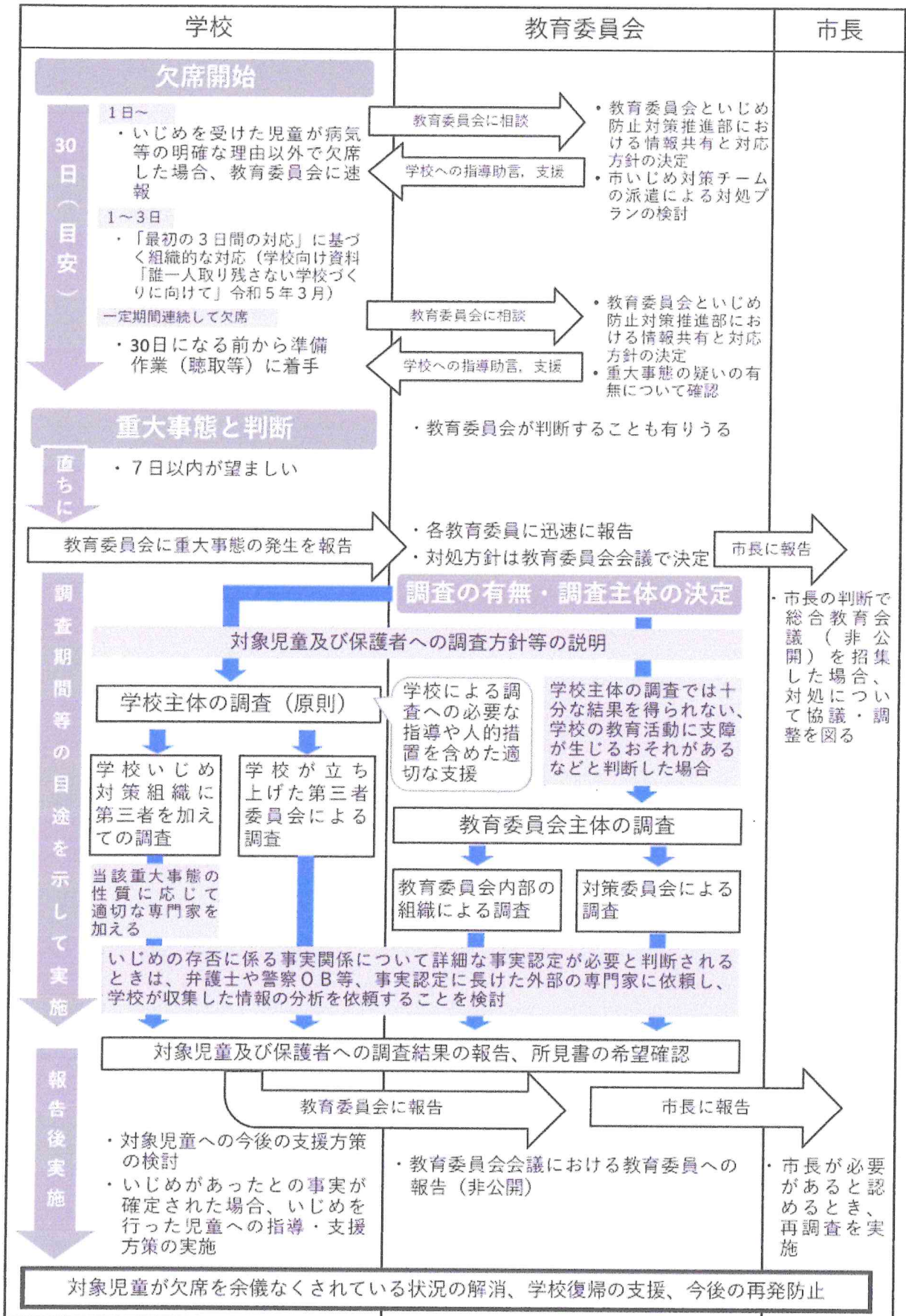
(2) 学校による調査

- ア) 教育委員会が、学校を調査の主体とすると判断した場合、法第28条第1項に基づき、既存の学校いじめ対策組織に当該重大事態の性質に応じた適切な専門家を加えた組織において、調査等を実施します。
- イ) 重大事態に至る要因となったいじめについて、いつ（いつ頃からか）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り明確にします。
- ウ) この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の訴訟等への対応を直接の目的とするものではなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態と同種の事態の発生防止を図るためのものです。



(3) 不登校重大事態に係る対応

不登校重大事態に係る対応フロー



1 2 中学校区内での連携・情報の共有

学校は、中学校区内の学校と連携し、生徒指導の充実、いじめ防止及び対応等の取組を進めます。

- ア) 中学校区内の学校間で定期的に連携会議を開催し、児童生徒の個人情報の取扱に配慮しながら児童生徒の校内外の様子について情報を共有し、いじめに関わる内容等必要な際は連携して指導にあたります。
- イ) 中学校区内の学校間で「9年間を見通した生活のめやす」を設定し、校内外の約束等について、継続的に指導します。
- ウ) 中学校進学時の引き継ぎの際、いじめの認知や解消に係る情報、いじめを受けた児童といじめを行った児童との現在の関係性等、いじめに関する指導記録の引き継ぎを確実にいき、継続的、組織的な支援が行えるように努めます。

1 3 学校いじめ防止基本方針の見直し

学校は、教育委員会が作成する学校いじめ防止基本方針〈策定の指針〉等の改定や、自校のいじめの防止等の取組状況を踏まえて、毎年度、学校いじめ防止基本方針の点検・見直しを図ります。

- ア) 「学校いじめ対策組織」(生徒指導委員会)を中心に、PDCA サイクルにより、学校の実情に即して適切に機能しているかどうかを点検し、必要に応じて見直します。
- イ) 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況について、児童や保護者を対象に実施する学校評価の評価項目に位置づけるとともに、評価結果を踏まえ、いじめの防止等のための取組の改善を図ります。

1 4 学校いじめ防止基本方針の公表

学校は、学校いじめ防止基本方針を策定または変更したときは、速やかにこれを公表するとともに、家庭や地域の理解と協力を得られるように取組を進めます。

- ア) 学校いじめ防止基本方針を学校ホームページに掲載するなどして公表するとともに、学校便り等を活用し、周知を図ります。
- イ) 参観日や PTA 総会、学校運営協議会等の様々な機会を活用して、学校いじめ防止基本方針に基づくいじめの防止等のための対策について説明し、保護者等の理解と協力を求めます。

15 学校いじめ防止プログラム

未然防止の取組

早期発見の取組

	4月	5月	6月（強調月間）
教職員	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ対策組織会議（生徒指導委員会） <ul style="list-style-type: none"> ・学校いじめ防止基本方針の策定 ・児童、保護者への説明内容の検討 ・学校ホームページ等での公開 ・組織の役割、事案への対処マニュアル等の確認・共通理解 ・危機管理マニュアルに基づく対応の確認・徹底について ○学校ネットパトロール ※通年で実施する 	<ul style="list-style-type: none"> ○校内研修（1） <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止基本方針の内容の共通理解 ・「生徒指導交流会」に向けて ○市主催「いじめ防止対策研修会」への参加 ○「旭川市立生徒指導研究協議会」への参加 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ対策組織会議 <ul style="list-style-type: none"> ・アンケート、教育相談の結果を情報共有、対処の検討 ○校内研修（2） <ul style="list-style-type: none"> ・いじめの重大化を防ぐための対応 ○道教委いじめ問題への取組状況調査① ○教育相談①
児童	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ防止基本方針の説明 <ul style="list-style-type: none"> ・各学級での検討、周知 ○相談窓口の理解、周知 <ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラー、子どもホットライン、子ども相談支援センターなど ○「北鎮のよい子・やくそく」の確認 <ul style="list-style-type: none"> ・学習規律、学習習慣 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめなくそう宣言の作成 ○「旭川市いじめ防止対策推進条例」に関する学習 ○動画教材活用情報モラル学習①（1～2年） ○情報モラル指導 ○校外班の確認 ○各教科等における包括的な性教育 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめアンケート調査① ○「ほっと」の実施 ○「心と身体のチェックリスト」の実施 ○「いじめについて考えよう」 ○北鎮の広場① ○動画教材活用情報モラル学習①（3～6年）
家庭・地域	<ul style="list-style-type: none"> ○OPTA 総会 <ul style="list-style-type: none"> ・学校いじめ防止基本方針の説明（HP公開など） ・インターネット上のいじめ防止等に関する協力要請 ○家庭訪問 ○チェックリストの活用（通年） ○いじめに関わる情報収集（通年） ○世話焼きさん（民生委員） ○見守り隊（登下校）との連携 ○大学生学習支援サポート 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ防止基本方針の学校HPでの公開 	<ul style="list-style-type: none"> ○相談窓口の理解、周知 <ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラー、子どもホットライン、子ども相談支援センターなど ○保護者教育相談 ○学校運営協議会 <ul style="list-style-type: none"> ・学校いじめ防止基本方針等の説明

	7月	8月	9月
教職員	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ対策組織会議 <ul style="list-style-type: none"> ・1学期の取組の点検・評価 ・2学期の重点の検討 ・不登校児童の把握 ○学校評価（前期） <ul style="list-style-type: none"> ・いじめの防止等に関わる取組についての点検 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ対策組織会議 <ul style="list-style-type: none"> ・校内研修（3）の内容検討及び準備、運営 ○校内研修（3） <ul style="list-style-type: none"> ・「人権教育に係る学習」の授業の実施について ○市主催「生徒指導研究協議会」への参加 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ対策組織会議 <ul style="list-style-type: none"> ・旭川市生徒指導研究協議会の内容についての還流 ・前期の取組についての点検・評価 ・いじめ、非行防止強調月間の取組の検討 ○道教委いじめ問題への取組状況調査② ○校内研修（4） <ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導研究協議会参加者からの還流報告
児童	<ul style="list-style-type: none"> ○相談窓口の理解、周知 <ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラー、子どもホットライン、子ども相談支援センターなど ○「心と身体のチェックリスト」の実施 ○CAP 旭川による人権教育プログラム（3年生）（包括的な性教育） 	<ul style="list-style-type: none"> ○動画教材活用情報モラル学習② ○情報機器利用に関するアンケート ○各教科等における包括的な性教育 	<ul style="list-style-type: none"> ○人権教育に係る学習（包括的な性教育）
家庭・地域	<ul style="list-style-type: none"> ○1学期の取組の状況等についての公表 <ul style="list-style-type: none"> ・学校だより、参観日など ○心育てコミュニティ春光地区委員会（情報交換・合同パトロール） 	<ul style="list-style-type: none"> ○市主催「生徒指導研究協議会」への参加呼びかけ 	

	10月（強調月間）	11月	12月
教職員	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ対策組織会議 <ul style="list-style-type: none"> ・校内研修（5）の内容検討及び準備、運営 ・後期の重点的な取組 ○校内研修（5） <ul style="list-style-type: none"> ・いじめの重大化を防ぐための対応 ○教育相談②10月11月実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ対策組織会議 <ul style="list-style-type: none"> ・アンケート、教育相談の結果を情報共有、対処の検討 ・学校評価における点検項目についての検討 ○生徒指導事例研修会 ○「旭川市生徒指導研究協議会」への参加 ○道教委いじめ問題への取組状況調査③ 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ対策組織会議 <ul style="list-style-type: none"> ・2学期の取組の点検、評価 ・不登校児童の把握 ・3学期の重点の検討 ○学校評価（後期） <ul style="list-style-type: none"> ・いじめの防止等に関わる取組についての点検
児童	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめアンケート調査② ○「心と身体のチェックリスト」の実施 ○「いじめについて考えよう」 ○相談窓口の理解、周知 <ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラー、子どもホットライン、子ども相談支援センターなど ○北鎮の広場② 	<ul style="list-style-type: none"> ○警察と連携した SNS 等に係る非行防止教室（6年生）（包括的な性教育） ○人権教室（5年生）（包括的な性教育） ○「心と身体のチェックリスト」の実施 ○各教科等における包括的な性教育 	<ul style="list-style-type: none"> ○北鎮の広場③
家庭・地域	<ul style="list-style-type: none"> ○児童会・生徒会チャンネル生活・学習 Act サミットの活用 ○保護者アンケートの実施 <ul style="list-style-type: none"> ・児童教育相談に向けて 	<ul style="list-style-type: none"> ○ネット利用に関わる講演会など 	<ul style="list-style-type: none"> ○2学期の取組の状況等についての公表 <ul style="list-style-type: none"> ・学校だより、参観日など

	1月	2月	3月
教職員	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ対策組織会議 <ul style="list-style-type: none"> ・学校評価の結果の分析 ・校内研修（6）の内容の検討及び準備、運営 ○校内研修（6） <ul style="list-style-type: none"> ・インターネット上で行われるいじめへの対応 ○教育相談③1月実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ対策組織会議 <ul style="list-style-type: none"> ・アンケート、教育相談の結果を情報共有、対処の検討 ・1年間の取組についての点検、評価 ○市主催「いじめ防止対策研修会」への参加 ○「旭川市生徒指導研究協議会」への参加 ○市教委いじめ問題への取組状況調査 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ対策組織会議 <ul style="list-style-type: none"> ・学校評価等を踏まえた、学校いじめ防止基本方針等の見直し ・新年度における学校いじめ防止プログラムの作成 ・不登校児童の把握 ○校内研修（7） <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止対策研修会参加者からの還流報告
児童	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめアンケート調査③ ○「心と身体のチェックリスト」の実施 ○相談窓口の理解、周知 <ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラー、子どもホットライン、子ども相談支援センターなど 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめなくそう宣言の振り返り ○「心と身体のチェックリスト」の実施 ○各教科等における包括的な性教育 	
家庭・地域		<ul style="list-style-type: none"> ○学校運営協議会 <ul style="list-style-type: none"> ・1年間の取組状況の報告 ・次年度の学校いじめ防止基本方針に関わる協議 ○近隣小中学校との連携（進学に伴う情報交換 等） 	<ul style="list-style-type: none"> ○3学期の取組の状況等についての公表 <ul style="list-style-type: none"> ・学校だより、参観日など